

令和4年度大船渡市中小企業振興事業補助金交付要綱

(目的)

第1 市内の中小企業団体が中小企業の振興を図るための事業を実施する場合に、要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において「中小企業団体」とは、次のとおりとする。

- (1) 市内中小企業者で組織している団体等（法人格を有する団体及び任意組織の団体、グループをいう。）
- (2) その他市長が認める中小企業者の団体

(補助対象事業)

第3 補助対象事業は別表第1に掲げる中小企業振興事業のいずれかを共同で行う事業で、市長が認めたものとする。ただし、次に該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 補助対象事業のうち、他の補助金等の交付を受けている又は受けようとする事業
- (2) 補助金交付決定前に事業に着手している事業

2 中小企業団体が当該年度に申請できる事業は、原則として別表第1に掲げる中小企業振興事業のいずれか1事業とする。ただし、「外国人観光客受入促進事業」に限り、他の事業との重複申請を認める。

(補助対象経費及び補助額)

第4 第3に規定する事業に対する補助対象経費及び補助額は別表第2のとおりとし、1事業当たり50万円を限度とする。ただし、算出した補助金額の1千円未満の端数は切り捨てとする。

(補助金の交付の制限)

第5 同一事業に対する補助金の交付は、3年を限度とし、毎年度の申請に基づく審査により決定するものとする。

2 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した企業を含む団体が申請する場合は、前項の規定にかかわらず、3年の限度を超えて補助金を交付できるものとする。

(事業計画書の提出)

第6 第4に規定する補助金の交付を受けようとする者は、期限内に中小企業振興事業計画書（様式第1号）を提出しなければならない。

(補助事業に要する経費の配分及び内容の変更)

第7 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 総事業費の20パーセントを超える増減

(2) 補助事業内容の著しい変更

(申請の取下期日)

第8 規則第8条第1項に規定する取下期日は、補助金交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第3のとおりとする。

別表第1（第3関係）

事業区分	事業内容
外国人観光客受入 促進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設案内表示の外国語表記 2 ホームページの外国語表記 3 パンフレット等の外国語表記 4 外国人接客ツールの作成 5 外国人観光客受入の研修会、講習会 6 外国人観光客との交流
同業種・異業種 交流促進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 組織づくりの意識向上 2 組織で実施する事業の研究会 3 同業種の組織づくりと既存組織の充実 4 同業種間の活性化事業の選択と実施 5 異業種間の組織づくり 6 異業種交流事業の実施 7 他地区企業との交流
新商品開発 促進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 新商品開発の研修会、研究会 2 新商品開発の推進グループづくり 3 新商品開発の試作事業の実施 4 試作品の商品化 5 開発商品の販売促進
販売促進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 販売、サービスを高めるための調査研究 2 地元中核企業との懇談会 3 大型店、専門店との懇談会 4 製造業、卸売業、小売業、サービス業等との懇談会 5 流通専門業者との懇談会 6 行事、展示会、物産展、共同宣伝、売出し、夜市等イベントの開催、参加 7 市産品愛用運動の展開 8 物産センター設置の調査研究
人材養成 促進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 経営者研究会、先進地研修、現場講習会 2 後継者研修会、先進地研修、現場講習会 3 指導者研修会、先進地研修、現場講習会 4 技術者研修会、先進地研修、現場講習会 5 従業員研修会、先進地研修、現場講習会 6 販売担当者研修会、先進地研修、現場講習会
商店街づくり 事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 商店街づくり（ハード）の調査研究 2 商店街づくり（ソフト）の調査研究 3 商店街づくりの懇談会、講習会 4 商店街づくりの先進地研修 5 市（いち）の設置、充実のための調査、研究、先進地研修 6 空き店舗・空きスペース活用事業（常設でないものに限る）

別表第2 (第4関係)

事業区	補助対象経費		補助額
	経費区分	内 容	
促進事業 外国人観光客受入	謝 金	講師謝金、専門家謝金	当該経費の 3分の2以内の額 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した企業を含む団体が申請する場合は4分の3以内の額</u>
	旅 費	講師旅費、専門家旅費、研修参加旅費、指導旅費	
	需用費	会場借上費、車両借上料、機材借上料、燃料費、印刷製本費、教材費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費、広告宣伝費、調査研究費、賃金、受講料	
	委託料	翻訳費、外注費、調査研究委託費、研修委託費	
交流促進事業 同業種・異業種	謝 金	講師謝金、他組織指導者謝金	当該経費の 2分の1以内の額 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した企業を含む団体が申請する場合は4分の3以内の額</u>
	旅 費	講師旅費、参加旅費、指導旅費	
	需用費	会場借上費、車両借上料、機材借上料、燃料費、印刷製本費、教材費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費、広告宣伝費、受講料	
促進事業 新商品開発	謝 金	講師謝金、専門家謝金	当該経費の 2分の1以内の額 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した企業を含む団体が申請する場合は4分の3以内の額</u>
	旅 費	講師旅費、専門家旅費、参加旅費、指導旅費	
	需用費	会場借上費、車両借上料、機材借上料、燃料費、印刷製本費、教材費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費、広告宣伝費、調査研究費	
	試作・商品化事業費	原材料費、試作改良に要する経費、外注加工費	
	委託料	技術コンサルタント雇用費、商品化に要する経費、調査研究委託費	
販売促進事業	謝 金	講師謝金、専門家謝金	当該経費の 2分の1以内の額 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した企業を含む団体が申請する場合は4分の3以内の額</u>
	旅 費	講師旅費、専門家旅費、イベント参加旅費、研修参加旅費、指導旅費	
	需用費	会場借上費、車両借上料、機材借上料、燃料費、印刷製本費、教材費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費、広告宣伝費、調査研究費、賃金	
	委託料	調査研究委託費、外注費、会場整備費	
人材養成促進事業	謝 金	講師謝金、実習企業謝金	当該経費の 2分の1以内の額 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した企業を含む団体が申請する場合は4分の3以内の額</u>
	旅 費	講師旅費、参加旅費、指導旅費	
	需用費	会場借上費、車両借上料、機材借上料、燃料費、印刷製本費、教材費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費、広告宣伝費、受講料	
	委託料	研修委託費	
商店街づくり事業	謝 金	講師謝金、専門家謝金	当該経費の 2分の1以内の額 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した企業を含む団体が申請する場合は4分の3以内の額</u>
	旅 費	講師旅費、専門家旅費、研修参加旅費、指導旅費	
	需用費	会場借上費、車両借上料、機材借上料、燃料費、印刷製本費、教材費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費、広告宣伝費、調査研究費、賃金、受講料	
	委託料	調査研究委託費、外注費、会場整備費、研修委託費	

別表第3（第9関係）

条 項	提 出 書 類	様 式	提 出 部 数	提 出 期 日
要綱第6に 規定する書 類	中小企業振興事業計画表	第1号	1部	別に定める
規則第4条 の規定によ る書類	補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第2号 第3号 第4号	1部 1部 1部	別に定める
規則第8条 の規定によ る書類	補助金等交付取下書	第5号	1部	交付決定通知を 受けてから15日 以内
規則第10条 の規定によ る書類	変更（中止・廃止）承認申請書 1 事業変更計画書 2 収支予算書 3 変更見積書及び変更設計図書の写し	第6号 第3号 第4号	1部 1部 1部 1部	別に定める
規則第14条 第1項・第 15条第3項 の規定によ る書類	補助金等交付（精算）請求書 1 事業実績書 2 収支精算書	第7号 第3号 第4号	1部 1部 1部	別に定める
規則第15条 第2項の規 定による書 類	補助金等交付の前金払請求書	第8号	1部	別に定める